

2013.01.21

ミャンマー法務事情 (6) - 輸出入について

2 回に亘ってミャンマーでの会社設立、運営の方法についてお伝えしてきました。今回は、いよいよビジネスを開始するにあたって必要な輸出入の話題です。

1. 適用される法律

ミャンマーでは、輸出入に関しては、1947 年輸出入管理法が適用法で、商務省貿易局 (Directorate of Trade) が多数の規則やルール、告示、記者発表などにより規律をしています。また、その中でも 1997, 98 年に英語版が出された私企業のための輸出入規則 (Myanmar Export/Import Rules and Regulations For Private Business Enterprises) に注目すべきでしょう。

2. 輸出入業者の登録

輸出入を行うためには、まず貿易局に輸出入業者としての登録をする必要があります。①ミャンマー国の市民、②組合、③前回、前々回とご紹介したミャンマー会社法 (MCA) や 1950 年特別会社法で設立された会社、④1882 年共同社会法 (Cooperative Society Law) で登録された共同社会、⑤ミャンマー外国投資法下で認められた外国貿易の必要性のある経済組織が、登録申請を行うことができます。

3. 輸入禁止製品

ミャンマーでは、以下の製品の輸入が禁止されています。①化学調味料 (グルタミン酸ソーダ)、②アルコール以外の飲料、③ビスケット、チューイングガム、ケーキ、ウェハース、チョコレート、④缶詰の食料、麺、⑤酒類、ビール、⑥たばこ、⑦生の果物 (但し 2006 年以降は、リンゴ、ブドウ、梨、桜桃、タマリンド、ナツメヤシは、国境貿易としては輸入が認められています)、衛生、生活用品としてのプラスチック製品 (これらは国境貿易だけが禁止されています)、モノクロトホス 40% Scw(この農薬も国境貿易だけが禁止されています)、⑧いわゆる使用が禁じられている違法薬物など、⑨ミャンマー国旗や紋章、ミャンマーの仏像やパゴダを付したものなどです。

4. 輸出入の許可

輸出入業者の登録に加え、各輸出入ごとに、貿易局の輸出入の許可を取る必要があります。包括的な許可を取るのとは容易ではなく、頻りに資源、原材料の輸入を行うもので MIC 許可を得た組織だけが、商務省から包括許可を得ることができます。包括許可で特定されたものだけがこの許可の下輸出入でき、輸入手数料が免除されます。

個々の輸出許可は、貿易局のひな形に従って記載し、6 チャットの印紙を貼付した申請書を出します。輸出入業者としての登録番号、その取得日、有効期間、会社であれ

ば会社の登録番号、申請者の名前、申請日等の記載が必要です。また、輸出の方法、対象品、量、等級、仕様、価格、輸出入条件（Incoterms）、買い手の名前と国、支払い方法、搬送機関、到着国などを記載した見積送り状などを添付します。その後、貿易局は、裁量で輸出許可を与えます。この有効期間は、通常 3 ヶ月です。輸出手数料はかかりません。

輸入許可についても、見積送り状を添付した同様の申請書が必要です。輸入業者は、外国為替の預金口座を有し、また取消不能の LC を開く必要があります。貿易局は、同様に裁量によって輸入許可を与えます。許可は通常 3 ヶ月で、その発行より前に搬送することは許されません。輸入手数料は、CIF 価格に従って、250～5 万チャット必要となります。

5. 輸出入取引の準拠法など

ミャンマー輸出入規則では、輸出入取引に関してはミャンマー法を準拠法として選択し、かつ、1944 年ミャンマー仲裁法に従った仲裁によって紛争を解決するという条項をこの取引の契約に定めることを要求していますので注意が必要です。

6. 輸出入の代理店

輸出入の代理店に関しては 1989 年の商務省令（89 年第 2 号）があり、手数料を得て外国の供給者との受発注業務を行う代理店、または外国の個人や組織の為に業務を行う代表者については、登録が必要とされ、ミャンマーにおいて事務所を構え、このような業務から発生した収益のための銀行口座を開設し、業務に関する正確な帳簿をつけ、帳票類を保管することが求められています。

さらに、これらの代理店がミャンマーで販売やマーケティングを手数料や給与をもって行う場合には、ミャンマーの個人か法人でなければならないとしています。

関税については、税金の問題とともに次回にお伝えいたします。

本記事は、先月の報告に続き、8 月にヤンゴンを訪れ、お会いした DFDLMekong のパートナー、James Finch 弁護士からいただいた、2011 - 2012 | MYANMAR | LEGAL, TAX & INVESTMENT GUIDE を要約いたしました。文責は筆者にあります。

筆者 弁護士苗村博子 弁護士法人苗村法律事務所 所長

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。